

6 月 例 会 資 料

令和2年6月24日
保 険 研 究 委 員 会

<報告事項>

□特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について（別紙1）

□オンライン資格確認導入について

- ・当初7月に予定されていた県歯での研修会は中止となりました。
- ・機器導入などについては、32.1万円を上限に補助されます。この事業は11月から開始予定となっています。
- ・詳しくは7月6日に支払基金のホームページに情報がアップされる予定なので、ご確認下さい。

□厚生局への7月定例報告について（別紙2）

毎年7月に、厚生局への定例報告が行われています。7月上旬に書類が届きますので、記入後7月中に必ず提出して下さい。尚、高歯事務局でも取り纏めて提出するので、ご希望の方は7月29日（水）の例会終了時までに事務局にご持参下さい。

*今年の変更点

初診料の注1の施設基準に係る報告書の中に、職員研修に関する項目が新設されます。必ず職員研修を実施し、報告書に記入して下さい。

<連絡事項>

□令和2年7月レセプトチェック勉強会は開催されません。

質問のある方は、保険研究委員会委員の先生にお尋ね下さい。

別紙1 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」

改 正 後	現 行
(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1個につき) 1 (略) 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの <u>320</u> 点 b 複雑なもの <u>592</u> 点 ロ 5分の4冠 <u>745</u> 点 ハ 全部金属冠 <u>937</u> 点 (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>218</u> 点 b 複雑なもの <u>433</u> 点 ロ 4分の3冠 <u>535</u> 点 ハ 5分の4冠 <u>535</u> 点 ニ 全部金属冠 <u>671</u> 点 4～5 (略) M011 レジン前装金属冠 (1歯につき) 1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 <u>835</u> 点 2 (略) M015～M016-3 (略)	(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復 (1個につき) 1 (略) 2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) (1) 大臼歯 イ インレー a 単純なもの 250点 b 複雑なもの 463点 ロ 5分の4冠 583点 ハ 全部金属冠 733点 (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの 170点 b 複雑なもの 339点 ロ 4分の3冠 419点 ハ 5分の4冠 419点 ニ 全部金属冠 525点 4～5 (略) M011 レジン前装金属冠 (1歯につき) 1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合 654点 2 (略) M015～M016-3 (略)

M017 ポンティック（1 歯につき） 1 鋳造ポンティック （1）金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大白歯 <u>1,079</u> 点 ロ 小臼歯 <u>812</u> 点 （2）（略） 2 レジン前装金属ポンティック （1）金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 イ 前歯 <u>648</u> 点 ロ 小臼歯 <u>812</u> 点 ハ 大白歯 <u>1,079</u> 点 （2）（略） M017-2～M019 （略） M020 鋳造鉤（1 個につき） 1 14 カラット金合金 （1）～（2）（略） 2 金銀パラジウム合金（金 12%以上） （1）双子鉤 イ 大・小臼歯 <u>862</u> 点 ロ 犬歯・小臼歯 <u>675</u> 点 （2）二腕鉤（レストつき） イ 大白歯 <u>592</u> 点 ロ 犬歯・小臼歯 <u>515</u> 点 ハ 前歯（切歯） <u>478</u> 点 3 （略） M021 （略）	M017 ポンティック（1 歯につき） 1 鋳造ポンティック （1）金銀パラジウム合金（金 12%以上） イ 大白歯 844 点 ロ 小臼歯 636 点 （2）（略） 2 レジン前装金属ポンティック （1）金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合 イ 前歯 507 点 ロ 小臼歯 636 点 ハ 大白歯 844 点 （2）（略） M017-2～M019 （略） M020 鋳造鉤（1 個につき） 1 14 カラット金合金 （1）～（2）（略） 2 金銀パラジウム合金（金 12%以上） （1）双子鉤 イ 大・小臼歯 675 点 ロ 犬歯・小臼歯 528 点 （2）二腕鉤（レストつき） イ 大白歯 463 点 ロ 犬歯・小臼歯 403 点 ハ 前歯（切歯） 374 点 3 （略） M021 （略）
--	--

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤
に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

(1) 前歯 239 点

(2) 犬歯・小臼歯 257 点

(3) 大臼歯 296 点

2 (略)

M023 バー（1個につき）

1 鑄造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） 1,383 点

(2) (略)

2 (略)

M030 (略)

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金 12%以上）、線鉤
に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

(1) 前歯 231 点

(2) 犬歯・小臼歯 245 点

(3) 大臼歯 275 点

2 (略)

M023 バー（1個につき）

1 鑄造バー

(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上） 1,082 点

(2) (略)

2 (略)

M030 (略)

厚生局への 7 月定例報告

1) 歯科にかかる施設基準等の報告用紙の提出について

- ・ 歯科点数表の初診料の注 1 の施設基準に係る報告書（様式 2 の 7）
 1. 当該保険医療機関の平均患者数及び滅菌体制の実績
 2. 当該保険医療機関に設置されている歯科用ハンドピース・ユニットの保有状況
 3. 常勤歯科医師の院内感染防止対策に関する研修受講歴等（4 年以内の受講記入）
 4. 院内研修の実施状況
- ・ 「選定療養及び歯科衛生実地指導等の実施状況報告書（歯科）」（別紙様式 5）

①選定療養の実施状況

1. 金属床総義歯の実施状況
2. う蝕に罹患している患者の指導管理の実施状況
3. 前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給の実施状況

②歯科衛生実地指導料又は訪問歯科衛生指導料の算定状況

※①、②の全項目について、令和 1 年 7 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日の間に診療実績がない場合は、本報告書の提出は必要ありません。当該期間内にいずれかの項目に診療実績がある場合は必要事項を記載し提出してください。

- ・ 「在宅療養歯科診療所の施設基準に係る報告書」（様式 18 の 2）

※在宅療養支援歯科診療所の届出を行っている医療機関にのみ送付されておりますので当該医療機関のみ提出してください。

2) 施設基準の届出の確認について

7 月 1 日現在で各医院がこれまで届け出ている施設基準について、要件を満たしているか、確認を行ってください（届け出ている施設基準が不明の場合は、関東信越厚生局のホームページを参照してください）。

確認の結果

- ① すべて要件を満たしている場合は、報告用紙の提出は不要です。
- ② 要件を満たしていないものがある場合は、報告用紙（施設基準の届出の確認について）に必要事項を記載の上、施設基準の「辞退届」（関東信越厚生局のホームページよりダウンロード）と併せて提出して下さい。

※なお、届出が不要となっております施設基準（・明細書発行体制等加算 ・がん治療連携管理料）につきましては、要件を満たしていない場合でも報告用紙（施設基準の届出の確認について）の提出は不要ですが、診療報酬の算定はできませんので、ご注意ください。